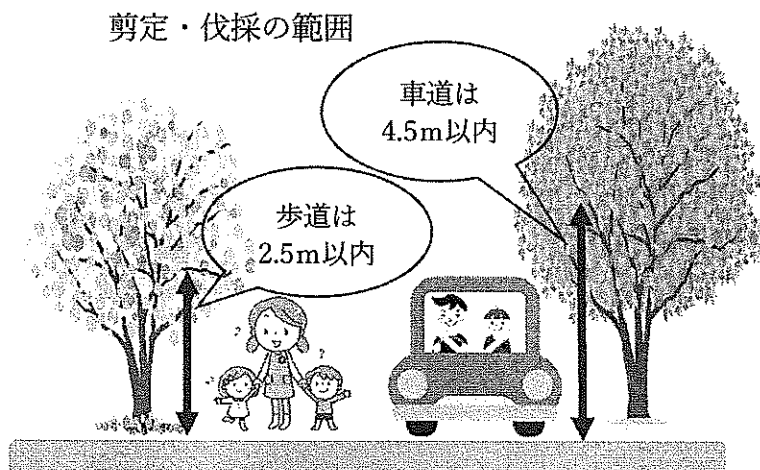


道路上に張り出している樹木の剪定・伐採について（お願い）

車道や歩道の一部において、樹木や生垣が覆いかぶさると通行しづらいだけでなく、車との接触など交通障害を引き起こす場合があります。私有地から張り出している樹木は所有者のものです。樹木等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合は、所有者の方が責任を問われることがあります。所有者の皆様には適切な管理をしていただくようお願いいたします。

【剪定等作業時の注意事項】作業時には通行車両や自転車又は歩行者の安全確保と、樹木やはしご等からの転落防止に十分ご注意ください。また、電線や電話線等がある箇所の作業は危険が伴う場合がありますので、事前に関西電力またはNTT等に連絡し、伐採について確認を行ってください。



道路法第30条及び道路構造令第12条では、道路を安全に通行するため、普通道路の上空4.5m及び歩道の上空2.5mを構造物等の配置してはならない高さとして規定しています。

その他参考条文

民法

（竹木の枝の切除及び根の切取り）

第233条 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

（土地の工作物等の占有者及び所有者の責任）

第717条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定は、竹木の栽植又は支持に瑕疵がある場合について準用する。